

日本パーソン・センタード・ケア・DCM ネットワーク会則

(名称)

第1条 この会は、日本パーソン・センタード・ケア・DCM ネットワーク（以下「本会」という）と称する。通称は「J-P-D ネットワーク」とする。

(目的)

第2条 本会は、パーソン・センタード・ケア及び認知症ケアマッピング(DCM) 法研修を修了した DCM ユーザー(基礎、上級ユーザー、以下「マッパー」という)の連携を深め、マッパーとして取り組むべき課題を共有し、マッパーの資質の向上及び地位の確立を図るとともに、認知症の人へのパーソン・センタード・ケアの普及とその向上に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条に規定する目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報および意見交流の場を設けて、継続した自己啓発および自己研鑽に資する。
- (2) 各地区のマッパーの活動を基盤にして、ネットワークを構築する。
- (3) パーソン・センタード・ケアや DCM に関する様々な課題について、互いに相談や援助しあえる環境を作る。
- (4) パーソン・センタード・ケア及び DCM の実践を通してマッパーの役割を明確にして地位の確立を図る。
- (5) 地域社会に対して認知症への理解を促進し、パーソン・センタード・ケアや DCM 実践を通じて地域における福祉の推進に寄与する。
- (6) パーソン・センタード・ケアや認知症介護に関する学識や技能の蓄積を図り、会員及び関係者に還元する。

(会員)

第4条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 国内に居住するマッパーの資格を有する者で、この会の目的に賛同する個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、これを支援する個人又は法人

(入会及び会費)

第5条 入会しようとする者は、入会申込みと入金をもって会員とする。

- 2 前各項に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

(3) 資格停止となった会員が、会費を2年以上滞納したとき

2 この本会を退会しようとする者は、退会届を役員会に提出することにより、任意に退会することができる。

3 本会は、会員がこの会則に違反した場合、又は本会の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合には、除名することができる。

4 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会が別に定める。

5 2年以上にわたって会費を滞納したものは会員としての資格を停止する。

6 事務局は資格停止となった会員に通知し、通知した年度末までに入金がない場合は退会扱いとする。

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

(1)代表世話人 1名

(2)副代表世話人 4名※代表世話人以外のブロック代表

(3)ブロック世話人 5名以上 15名以内

(4)監事 1名以上 3名以内

(役員を選任、任期)

第8条 世話人は、各都道府県から1名を選出し、総会において承認を得るものとする。ただし、マップパーが少ない地区においては、同一都道府県で選出することができる。

2 ブロック世話人は、ブロック会で選出され、総会において承認を得るものとする。

3 代表世話人及び副代表世話人は、ブロック世話人の互選とし、総会において選出する。

4 監事は、代表世話人が指名し、総会で承認を得るものとする。

5 役員任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。なお、補欠により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。

(ブロックの区分)

第9条 ブロックの区分は、次の5ブロックとする。

- (1)東日本地区ブロック 北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、
- (2)東海・北陸地区ブロック 富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
- (3)関西地区ブロック 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- (4)中国・四国地区ブロック 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- (5)九州・沖縄地区ブロック 福岡県・佐賀県・熊本県・長崎県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

(役員役割)

第10条 代表世話人は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副代表世話人は、代表世話人を補佐するとともに、代表世話人に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 ブロック世話人は、本会事業の実務を担当するとともに、各都道府県の世話人と連携して活動を推進する。
- 4 世話人は、担当ブロック世話人と連絡を密にして、所属する都道府県内のマップーと連絡調整及び状況把握等に務めるものとする。
- 5 監事は、本会の事業及び会計執行状況を監査する。

(総会)

第11条 総会は、代表世話人が招集する。

- 2 総会は、会員の過半数の出席者がなければ成立しない。ただし、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び総会に付記される事項についての意志を表明した者は、出席者とみなす。また役員判断で前年度の会費未納者は会員の総数に入れず、出席者及び書面提出者が過半数を超えれば成立したと判断することがある。

(役員会及びブロック会議)

第12条 本会に、役員会(代表+副代表4名)及び全国世話人会議、ブロック会議を置く。

2 役員会は、代表世話人並びに副代表世話人をもって構成し、代表世話人が招集する。

3 全国世話人会議は、ブロックの代表世話人をもって構成し、代表世話人が招集する。

4 ブロック会議は、ブロック世話人をもって構成し、ブロック代表世話人が招集する。

(顧問)

第12条 本会は必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の推薦をもとに総会で承認を得るものとする。

(会費)

第13条 会員の年会費は	正会員	3,000円
	賛助会員(個人)	3,000円
	賛助会員(法人)	1口10,000円(1口以上)

2 年度内後半のDCM基礎研修を修了し、新規会員となった者については、修了年度内の会費は1,000円とし、次年度の年会費より3,000円とする。

(事務局)

第14条 事務局は、認知症介護研究・研修大府センター(愛知県大府市半月町三丁目294番地)に置き、会の運営、実務はブロック世話人が行う。

2 事務局は、事務連絡を行うと共に会計管理を行う。

3 事務局は、役員と大府センターとの連絡調整を図り、会務の支援を行う。

(会則の変更)

第15条 この会則の変更は総会の決議によって行うものとする。

(施行細則)

第16条 この会則の施行に必要な細則については別に定める。

附 則

この会則は、平成26年7月6日から施行する。

平成27年6月6日 一部変更

平成29年 4月 1日 一部改定

令和 4年 6月11日 一部改定